

横須賀市地球温暖化対策地域協議会
平成29年度第3回理事会 議事録要旨

- 1 日 時 平成30年2月1日(木) 10時00分～11時15分
- 2 会 場 ヴェルクよこすか 第8会議室
- 3 出席者 理 事 9名
(元木会長、高橋(正)副会長、木村理事、羽田野理事、榎本理事、大野理事、
白木理事、田中理事、金野理事)
事務局 4名
(松尾事務局長、太田事務局次長、青木事務員、田上事務員)

4 会議内容

(1) 開会

(2) 議題

① 議題1 横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約の改正(案)について

- ・事務局が資料1-1に沿って前回の第2回理事会に示した規約改正(素案)からの修正箇所について説明した。また、今回示した改正案のとおり規約が改正された場合の新規約を資料1-2として添付した。
- ・今回の理事会で出た意見を会長と事務局で修正を行い、平成30年度第1回理事会で、改正最終案を示し、平成30年度の総会で規約を改正したい旨を説明した。
- ・議題1は、理事会で承認された。
- ・質疑応答は次のとおり。

(理 事) 第5条第4項について、プロジェクトチーム(以下、「PT」という。)が消滅した場合は、個人会員はどうすれば良いのか。また、第8条第2項3号について、「特段の理由」とあるが、個人会員と団体会員では理由が異なるので、削除した方が良いのではないかと。また、第8条第2項4号について、PTリーダーから故意に退会を要請される恐れがあるため、削除した方が良いのではないかと。最後に、第10条第7項について、監事の任期は理事と同様に2年とすべきではないかと。

(事務局) 第5条第4項の中で「正会員はPTに所属し活動するもの」としているため、PTがなくなった場合は、必ずいずれかのPTに所属する必要がある。第8条の退会に関する規定については、第2項の文中に「理事会の承認により」とあり、意図的に要請された場合でも最終的には理事会で判断するため、削除する必要はないと考えている。また、第10条の監事に任期については、監事は協議会の予算執行を監査する重要な役職であり、会計の適正運用のためにも、任期を1年として役員を交代させた方が良く考えている。

(会 長) 改正案のとおり規約の改正が行われた場合、本日の理事会は定足数を満たしていることになるのか。

(事務局) 規約改正案で本日の理事会の定足数を考えた場合、理事の定員は20名以内となっているが、現在の理事は16名であり、本日9名の理事が出席しているため、定足数を満たしていることになる。

(事務局) 規約改正案では第11条第4項に委任状に係る規定を追加したため、事前に書面を提出していただき、出席者数に加えることができる。

② 議題2 平成30年度の予算方針(案)及び議題3 平成30年度の予定事業(案)について

- ・事務局が資料2に沿って平成30年度の予算方針案及び予定事業案について説明した。
- ・議題2及び議題3ともに理事会で承認された。
- ・質疑応答は次のとおり。

(理事) 交付金以外の財源確保の検討とあるが、現時点で具体的な見通しがあれば教えていただきたい。また、緑のカーテン講習会の来年度の募集人数についてはどのような想定をしているのか。

(事務局) 交付金以外の財源案について、現時点で具体的な案はないが、会員の皆様と一緒に考えていきたい。

(理事) 過去にあった財源事例として、不用品をバザーで売って財源としたことがあるが、そのようなイメージで良いのか。

(事務局) そのような事業を含めて様々な提案があるかと思うので、検討していただきたい。また、緑のカーテン講習会の事業規模はヴェルクよこすかの大ホールを会場として約100人を想定している。

(会長) もし、皆様から財源確保の提案があれば、積極的にしてもらいたい。

③ 議題4 予算の流用について

- ・事務局が資料3-1に沿って、横須賀かんきょうフォーラム2018に係る必要経費の説明と予備費からイベント出展費へ流用したことについて報告した。また、資料3-1及び資料3-2に沿って、よこすかエコポイント事業に係る必要経費の説明と予備費からよこすかエコポイント事務費へ流用することについて説明した。
- ・議題4は、理事会で承認された。
- ・質疑応答は次のとおり。

(理事) WAONポイント付与に係る事務手数料は、約700件の申請に対してこの金額が必要となるのか。

(事務局) 1回あたり10,800円の手数料がかかるため、結果的にはそうなる。

④ 議題5 再生可能エネルギー普及促進PT(以下、「再エネPT」という)の活動について

- ・事務局が再エネPTの今後の活動及び再エネPTのA理事について、前回の理事会で決定した内容等を資料4に沿って説明し、前回の理事会で決定したとおり、本日の理事会において再エネPT及びA理事への今後の対応について、協議していただきたい旨を説明した。

- ・出席している再エネPTの理事からこれまでの再エネPT内での話し合い等について説明を受けた。
- ・再エネPTについては、以下の理由から、平成29年度末をもって一旦廃止することを理事会で決定した。
 - ①PT設立以来一度も事業化した活動がなく活動が滞っている状況が続いていること
 - ②現在もPTが十分に機能していないこと
 - ③今後も事業の具体的な実施が期待できる状況にないこと
- ・今後のA理事への対応については、以下のとおりとすることを理事会で決定した。
 - ①再エネPTが一旦廃止となること
 - ②再エネPT廃止に伴い、他のPTへの加入の意思（意向）があるのかを改めて確認すること
 - ③他のPTへの加入の意思（意向）がある場合には、電力中央研究所あてに送付した協議会の運営に関する文書について理事会で説明していただくことし、期限までに説明がなされない場合、または、他のPTへの加入の意思（意向）について回答がなかった場合には意思（意向）がなかったものとして取扱い、いずれの場合も次回理事会において退会も視野に入れた対応を理事会で協議すること
 - ④以上①～③について事務局からA理事あて文書を送付すること
- ・質疑応答は次のとおり。
 - (理事) 事務局からA理事へ説明等を求める文書を3度送付したとのことだが、送付した際に期限は設けたのか。
 - (事務局) 送付する度に期限を設けた。
 - (理事) 再エネPTの今後の活動について、再エネPTで話し合いは行ったのか。
 - (理事) 今後の活動については特に話し合っていない。再エネPTのリーダーが初代から2代目が変わった時に、平成28年度事業計画を提出するためにPTメンバーで集まり話し合ったが結論が出なかった。それにも関わらずリーダーがPTメンバーに相談もなく計画を提出してしまった。個人的な計画をPTの計画として勝手に進めるのは問題だと思っている。再エネPTの事業として、個人的には企業と協力して再エネに関する調査・研究を行うのが良いと考えているが具体的な案はない。
 - (理事) 今の話を聞く限り、チームとして機能していないのではないか。
 - (会長) 今の話を聞くと、再エネPTについては、PT設立以来一度も事業化した活動がなく、PTの活動が滞っている状況が続いていること、現在もPTが十分に機能していないこと、今後も事業の具体的な実施が期待できる状況にないこと、以上の理由から、今年度末をもって再エネPTを一旦廃止するのもやむを得ないのではないか。この場合、再エネPTの3人の理事については、規約上理事ではなくなり、また、規約上、正会員はいずれかのPTに加入することになっているため、再エネPTのみに参画している方は他のPTへ加入していただく必要があるため、いずれのPTに加入するのかを事務局へ連絡していただくことになる。

- (事務局) 事務局としても、現状などを考えた場合には、実質的には活動がないため、一旦廃止することも選択肢の1つと考える。
- (会 長) 皆さん、いかがか。
⇒ (異議なし)
- (会 長) それでは平成29年度末をもって再エネP Tを一旦廃止とすることに決定する。
なお、再エネP Tにのみに参画している会員の方は、廃止となる3月末までにいずれのチームに加入するのかを事務局へ連絡することとする。
- (事務局) 再エネP Tは一旦廃止となるが、規約上、P Tの新設については理事会で協議・決定することになっているので、今後の協議会の活動の中で、事業化できそうな活動があればP Tの新設も可能であるため、その際にはP Tの名称等も含めて検討してもらいたい。
- (理 事) P Tの廃止や新設を理事会で協議・決定できるように現規約及び規約改正案でもなっているが、理事でない正会員が事業化やP Tの新設について意見できるように規約を追記した方が良いのではないか。
- (事務局) P T新設の前段階としての規定を規約に追記する文言は検討させていただきたい。
規約改正案の修正については、会長と事務局に一任していただき、次回の理事会で提示したい。
- (会 長) 皆さん、いかがか。
⇒ (異議なし)
- (事務局) 今の提案については検討し、次回の理事会で提示したい。
- (会 長) 次に、A理事への対応については、再エネP Tの廃止に伴い理事でなくなり、活動を続けるためには他のP Tへ加入することになる。今後、他のP Tへの加入の意思(意向)があるのかを事務局で確認する必要があるが、これまでの事務局からの文書に対して回答がない経緯や理事の皆様からのご意見などを踏まえると、他のP Tで活動するとしても、その前に今回の件について理事会で説明いただくこと、また、他のP Tへの加入に関する連絡がない場合や連絡があっても今回の件に関する説明がなされない場合には、次回理事会において退会も視野に入れた対応を理事会で協議することとし、事務局からA理事あてにこの内容を文書で送付するという進め方になるかと思うがいかがか。
- (理 事) A理事は省エネルギー推進P T (以下、「省エネP T」という。)にも加入していて、年に1回のP T会議に出席しているため、活動していないわけではない。
- (事務局) A理事は省エネP Tに加入しているため省エネP Tとしての活動は可能だが、事務局としては、前回の理事会から今日まで回答を求める依頼を3度送付したが未だに回答をいただけない状況であり、本日の理事会の出欠についても回答をいただくことができなかった。このような状況にあるため、A理事に今後省エネP Tのメンバーとして活動する意思(意向)があるのかを確認したいと考えている。については、改めてA理事の意思(意向)を確認させていただき、活動する意思(意向)がある

場合には、活動する前に今回の件について理事会の場で説明いただくことが必要かと考えている。また、活動する意思（意向）がない場合には、P Tに加入しない個人会員は自動的に退会となる。なお、期限までに回答をいただけない場合には、活動する意思（意向）がないものとして取り扱うこととし、この場合も自動的に退会となる。

事務局ではこのように進めてはいかがかと考えているが、皆様のご意見をお伺いしたい。

(理事) 事務局案のとおり進めていただきたい。

(会長) それでは、A理事への対応について、事務局からの説明のとおり、進めることとしてよろしいか。

⇒ (異議なし)

(会長) それでは、A理事への対応については、理事会としてそのように進めることに決定する。

(3) その他

① 理事の改選に伴う立候補の受付等について

・事務局が資料5-1と資料5-2に沿って、理事への立候補の資格、理事の定員から今回は選挙とならないこと、改選に関するスケジュールについて説明した。

・質疑応答は次のとおり。

(理事) 理事の資格について、規約改正案では現規約の第9条第3項が削除されているためP Tに加入している団体会員については、P Tからの理事に選ばれなければ自由に理事へ立候補できると思うが、それで良いのか。

(事務局) 第5条第4項では、団体会員はP Tに加入するか単独で活動するか選べる規程となっていて、また、第9条で各P Tからは3名以内とする規定があるため、P Tに所属している団体会員はP Tから理事へ立候補する以外には立候補できず、改正後の規約でもこれまでの理事の資格と変わらない規定となっている。

(理事) 団体会員は単独での活動も認められている正会員であるため、改正後の規約では、団体会員であれば自由に立候補できるのではないか。

(事務局) 第5条及び第9条の改正後の規約を精査して、必要があれば修正を行いたい。この件に関する修正について、会長と事務局に一任していただきたいが、いかがか。

(会長) 皆さん、いかがか。

⇒ (異議なし)

② 次回の理事会の開催について

・次回の理事会は平成30年度第1回理事会となり、4月中旬から下旬頃に開催し、平成29年度の事業報告案と決算案、平成30年度の事業計画案と予算案を議題とする予定である旨を事務局から説明した。

(4) 閉会